



横浜市の財政について

〈その現状と対策〉

清水恵蔵

① 横浜市の財政収支の推移

横浜市の財政は、大正12年の関東大震災、今次の世界大戦とあいつぐ災害に見舞われ、その復興に追われて、常に赤字財政を余儀なくされて今日にいたった。

最近においては、昭和29年の実質赤字12億余を頂点として、その後は警察費の県移管と経済界の好況に恵まれ、徐々に回復し、昭和35年度は実質収支において黒字7億余に達したが、その後再び悪化の傾向をたどり、昭和39年度には相当の赤字が見込まれ、40年度予算の編成はきわめて困難な事情にたちいたるものと思われる。

② 横浜市の財政と市民生活

このような財政状態のもとにおける市の行政、とくに公共投資は、市民にとって、決して満足なものではなかった。

都市づくりの基本的事業である都市計画も、道路下水の建設も、教育清掃施設の整備も市民生活白書や本誌において、しばしば指摘されているように、市民の要望する水準にはほど遠いものである。

第1表 横浜市財政の現状〈昭和30・34～38年度普通会計決算状況及び39年度当初予算一総括〉

〈単位 千円〉

区 分	30年度 決算額	34年度 決算額	35年度 決算額	36年度 決算額	37年度 決算額	38年度 決算額	39年度当 初予算額
歳 入 額	9,264,396	(161.1) 14,924,823	(196.9) 18,241,031	(248.1) 22,988,433	(316.1) 29,281,458	(412.3) 38,201,083	(435.2) 40,316,195
歳 出 額	9,727,180	(147.2) 14,314,696	(174.1) 16,933,184	(220.1) 21,405,798	(279.7) 27,207,942	(351.9) 34,233,168	(414.5) 40,316,195
歳入歳出差引	△ 462,784	610,127	1,307,847	1,582,635	2,073,516	3,967,915	—
翌年度繰越 一般財源所要額	610,079	279,740	589,666	1,059,265	1,474,352	3,413,822	—
実 質 収 支	△1,072,863	330,387	718,181	523,370	599,164	554,093	—
単年度収支	127,434	251,267	387,794	△ 194,811	△ 75,794	△ 45,071	—

第2表 施設の現況

区分	市域 総面積 km ²	<38年度末>				<37年度末>					
		道路延長 m	道路面積 m ²	舗装面積 m ²	道路率 %	舗装率 %	市街地 面積 ha	排水 面積 ha	普及率 %	処理可 能面積 %	普及率 %
横浜	405.68	3,881,400	15,612,131	5,703,493	3.85	36.5	12,980	3,692	28.4	595	4.6
名古屋	250.81	3,940,753	25,728,694	6,531,320	10.26	19.6	15,220	7,540	49.5	6,743	44.3
京都	610.61	3,178,951	14,272,256	5,609,062	2.34	39.3	8,230	1,849	22.5	1,405	17.1
大阪	202.18	3,048,265	19,682,555	10,954,442	9.74	55.7	17,800	9,255	52.0	4,212	23.7
神戸	530.73	2,889,125	15,147,098	4,082,504	2.85	27.0	5,156	876	17.0	876	17.0
東京	2,023.36	17,153,593	65,967,279	49,874,342	3.26	75.5	52,853	11,967	22.6	10,007	11.4

<注> 有料道路指定区間を除く。

区分	ごみ 年間量 t	処分内訳			し尿 年間量 kg	処分内訳			区分	38.5.1現在		39.5.1現在	
		焼却 %	埋立 %	その他 %		化学 処理 %	海投 %	その他 %		学校数	38.5.1現在	39.5.1現在	学校数
横浜	286,025	36.2	63.2	0.6	651,979	20.4	77.3	2.3	学校数	6	2	学級数	38
名古屋	411,794	66.2	33.8	—	298,741	49.9	50.0	0.1	学級数	38	10	児童数	1,750
京都	187,492	48.7	44.7	6.6	231,344	99.6	—	0.4	学級数	38	10	児童数	1,750
大阪	610,101	42.5	55.9	1.6	1,131,128	95.7	—	4.3	学級数	38	10	児童数	1,750
神戸	237,379	62.4	37.5	0.1	391,118	36.3	62.7	1.0	学級数	38	10	児童数	1,750
東京	2,378,800	17.6	81.9	0.5	2,399,100	52.0	36.0	2.0	学級数	38	10	児童数	1,750

<注> 他都市には2部授業なし

第3表 歳出内訳

区分	30年度 決算額	34年度 決算額	35年度 決算額	36年度 決算額	37年度 決算額	38年度 決算額	39年度 当初予算額
消費的経費	(62.6) 6,085,879	(51.6) 7,386,012	(121.3) 1.21	(51.7) 8,747,910	(143.7) 1.18	(48.5) 10,378,963	(170.5) 1.19
内 人件費	(38.6) 3,756,562	(29.5) 4,218,187	1.12	(30.5) 5,153,912	1.22	(29.2) 6,238,679	1.21
内 物件費	(15.4) 1,502,735	(14.9) 2,130,725	1.42	(14.8) 2,508,087	1.18	(13.6) 2,913,873	1.16
内 扶助費	(8.5) 827,582	(7.2) 1,037,100	1.25	(6.4) 1,085,911	1.05	(5.7) 1,226,411	1.13
投資的経費	(23.3) 2,269,228	(33.6) 4,811,126	(212.0) 2.12	(33.2) 5,626,564	(248.0) 1.17	(35.3) 7,564,711	(333.4) 1.34
内 補助事業	(16.7) 1,625,572	(18.9) 2,707,754	(166.6) 1.67	(18.0) 3,043,420	(187.2) 1.12	(16.7) 3,585,681	(220.6) 1.18
内 単独事業	(6.5) 633,154	(14.2) 2,033,055	(321.1) 3.21	(13.4) 2,272,852	(359.0) 1.17	(15.7) 3,355,835	(530.0) 1.48
内 その他	(0.1) 10,502	(0.5) 70,317	(1.8) 0.67	(1.8) 310,292	(2.9) 4.41	(2.9) 623,195	(1.8) 2.01
公債費	(6.1) 591,925	(5.8) 836,323	1.41	(5.6) 948,667	1.13	(5.0) 1,066,586	1.12
他会計繰出金	(0.1) 12,260	(2.1) 299,204	24.40	(2.8) 472,048	1.58	(3.5) 756,420	1.60
前年度繰上 充用金	(6.5) 634,663	—	—	—	—	(4.1) 500,568	0.80
その他	(1.4) 132,225	(0.9) 982,031	7.43	(6.7) 1,137,995	1.16	(7.7) 1,639,118	1.44
計	(100.0) 9,727,180	(100.0) 14,314,696	(147.2) 1.47	(100.0) 16,933,184	(174.1) 1.18	(100.0) 21,405,798	(220.1) 1.26

<注> 物件費には維持補修費、補助費等を含む。
「投資的経費その他」には国直轄事業負担金、受託事業費を含む。
「その他」には積立金、出資金、貸付金を含む。
上段()書は構成比を示す。

だがそれは、当局の怠慢や、熱意の不足、あるいは無知からそうなったのではなく、むしろだれよりも、その事情を熟知しながら赤字財政の宿命として、弾力性のない義務的諸経費の圧迫に耐えかねて、心ならずも投資的経費の圧縮、計上予算の未執行、繰越、打切りなどの悪循環を繰返して今日の結果を招いたものである。いうなればエンゲル係数の悪い「食いつなぎ家族」のようなものであったのである。

このことは第3表にみるごとく、赤字財政下において圧縮をうけた投資的経費が、市財政の黒字転換とともに回復を示していることによって明らかである。

すなわち、赤字の頂点であった昭和30年においては、消費的経費、公債費、他会計繰出金の計67億、個人の世帯でいえば食費のごときものが全体の68.8%で、投資的経費は、22億、23.3%、うち単独事業費は6億で6.5%であった。それが昭和38年においては、消費的経費などの会計が、179億、構成比で52.3%、指数で20と大幅に後退している。これに対し投資的経費は、金額で142億、構成比41.7%、指数で実に629、とくに単独事業費は69億、20.2%、指数は、実に1,092.5と大幅な伸びを示しているのである。

しかしながら、好転したこの昭和38年度の投資的経費142億が、はたして今日市民の要望に応えるに足るものであろうか。

第4表<主要事業の内容>を参照されたい。すなわち、昭和40年度以降の計画数字と、39年度以前の実績数字との間に格段の相違が認められる。

計画数字は、それぞれ必要最少限度の事業計画に基づき、政府の5ヶ年計画に提出したものであって、けっして過大なものではない。それにもかかわらず、実績は大幅な伸びを示したものでありながら、なお、これを下回っているのであって、市民の要望に応えるに足るものであるとはいいがたい。したがって今日都市施設に、数々の欠陥が指摘されるのもやむをえないものと考えられる。

さて、今後の問題として、かりに不満足なものであっても、本表40年度以降の計画が果して実施可能であるかどうかは、きわめて重要な問題である。

それは、一にかかって本市の今後の財政事情のいかんによるのである。すなわち、財政収入が義務的諸経費<消費的経費、公債費、繰出金>をみだし、さらに本表合計欄の下欄に示す各年度の一般財源の金額をみだす余力があるかどうかにかかっているのである。

第5表は、年度別一般財源の伸びと、義務的諸経費の伸びとを比較し、さらに、投資的経費に充当可能な一般財源の傾向をみたものである。

まず、一般財源の収入であるが、37年度から39年度までは順当な伸びを示しているが、40年度にいたって税収の伸びが鈍化するとともに、その他収入が急激に減少している。これは財政の赤字転落による繰越金、根岸湾埋立事業終了による繰入金、関連事業収入の減

第4表 主要事業内訳

<単位 千円>

区 分	36年度		37年度		38年度		39年度		40年度		41年度		42年度		43年度		合 計
	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	経費	前年比	
事業費	830,249	503,611	585,335	116	1,100,329	188	2,232,894	203	2,513,584	113	3,075,465	122	1,417,993	046	9,239,936		
特 別	148,706	46,666	62,554		155,223		191,000		230,000		269,000		168,000		858,000		
一 般	681,543	456,945	522,781	114	945,106	181	2,041,894	16	2,283,584	12	2,806,465	23	1,249,993	45	8,381,936		
事業費	9,500	40,237	39,376	98	485,394	24	365,000	75	410,000	12	429,000	05	450,000	105	1,654,000		
特 別	1,040	22,787	39,376		74,212		73,000		73,000		73,000		73,000		292,000		
一 般	8,460	17,450	—	—	411,182	—	292,000	71	337,000	15	356,000	106	377,000	06	1,362,000		
事業費	330,105	535,862	827,169	56	992,722	20	1,483,065	49	1,670,008	13	1,743,961	04	2,015,790	16	6,912,824		
特 別	139,958	270,311	440,023		417,662		576,839		627,591		672,498		804,674		2,681,602		
一 般	190,147	265,551	387,146	46	575,060	49	906,226	58	1,042,417	15	1,071,463	03	1,211,116	13	4,231,222		
事業費	1,052,619	1,276,673	2,325,645	82	3,009,422	29	4,000,000	33	4,230,000	06	4,040,000	91	4,600,000	141	16,870,000		
特 別	290,952	348,173	459,959		436,323		573,000		559,000		746,000		800,000		2,678,000		
一 般	761,667	928,500	1,865,686	01	2,573,099	38	3,427,000	33	3,671,000	07	3,294,000	90	3,800,000	151	14,192,000		
事業費	447,214	358,827	241,943	67	659,587	73	2,328,469	53	4,261,369	183	3,889,396	91	1,614,239	042	10,993,473		
特 別	32,211	47,000	20,000		38,606		284,000		508,000		508,000		134,000		1,407,000		
一 般	415,003	311,827	221,943	71	620,987	81	2,044,469	30	3,753,369	84	3,408,396	91	1,480,239	043	10,686,473		
事業費	415,525	1,115,612	1,717,350	54	784,443	46	2,692,000	43	2,629,000	98	2,715,000	103	1,750,000	064	9,786,000		
特 別	233,452	375,469	1,644,958		514,253		1,350,000		1,286,000		1,300,000		650,000		4,686,000		
一 般	182,073	740,143	552,392	75	270,190	49	1,342,000	97	1,343,000	100	1,415,500	105	1,100,000	078	5,200,000		
事業費	598,537	547,000	530,000	97	781,200	147	1,631,000	09	1,500,800	92	1,500,800	92	—	—	3,131,801		
特 別	244,800	215,000	248,100		470,028		1,059,332		996,597		996,597		—	—	2,055,929		
一 般	353,737	332,000	281,900	85	311,172	11	571,668	84	504,204	88	504,204	88	—	—	1,075,872		
事業費	1,356,426	2,624,240	3,323,514	27	3,405,408	02	4,027,684	18	4,771,766	18	4,771,766	18	5,282,230	111	18,842,513		
特 別	458,964	710,760	1,142,088		1,053,151		695,416		917,350		917,350		1,206,200		3,935,866		
一 般	897,462	1,913,480	2,181,426	64	2,352,257	108	3,332,268	42	3,854,416	16	3,854,416	16	4,076,030	95	18,494,997		
事業費	278,619	306,219	420,964	37	679,625	62	924,675	36	840,000	91	1,330,613	58	575,412	043	3,670,700		
特 別	—	—	—		—		—		—		—		—		—		
一 般	278,619	306,219	420,964	37	679,625	62	924,675	36	840,000	91	1,330,613	58	575,412	043	3,670,700		
事業費	5,318,794	7,308,281	10,011,304	137	11,998,130	119	19,684,787	65	22,826,528	162	21,984,268	96	17,705,664	081	82,201,247		
特 別	1,550,083	2,036,166	5,577,058		3,159,452		4,802,587		5,197,538		4,658,538		3,835,874		18,494,997		
一 般	3,768,711	5,272,115	6,434,246	22	8,838,678	36	14,882,200	170	17,628,990	118	17,325,870	98	13,869,790	081	63,706,850		
一般財源(市債充当分)	1,424,850	1,379,950	1,925,000		3,468,000		5,540,000		7,013,000		7,194,000		5,140,000		24,887,000		
の内訳(税等充当分)	2,343,861	3,892,165	4,509,246		5,269,678		9,342,200		10,615,990		10,131,820		8,729,790		38,819,850		

である。これに反し、消費的経費は、人件費を中核として年々その伸張率は変化しない。したがって、差引投資的経費に充当すべき一般財源は、39年の75億余を頂点として下降に転じている。このことは、本市主要事業の40

第5表 年度別投資的経費充当財源

<単位 百万円>

区 分		37 年	38 年	39 年	40 年
一般財源	市の	13,818	15,975	18,312	20,855
	の	3,994	4,652	7,480	2,686
	税他計 ^①	17,812	20,627	24,792	23,541
消費的経費	人件費	7,080	8,346	8,625	9,000
	物公債	6,954	8,138	8,015	8,400
	費出	1,005	1,130	2,060	2,400
	費金	1,566	1,483	2,761	3,000
	計	16,605	19,097	21,461	22,800
	以上一般財源 ^②	12,113	14,958	17,210	18,200
①-② 差引一般財源 ^③		5,699	5,669	7,582	5,341
参考	第4表 主要事業実施に要する一般財源	3,892	4,509	5,269	9,342

年度以降の計画がいかに実施困難であるかということで、市民生活にとってまことに重大な問題である。そこで、本市財政収入の主なるものについて検討してみることにする。

④ 本市の財政収支

<1> 市 税

市税は市の基本的収入で、市政の発展に即応し、その財政需要をみだすに足る弾力性をもっていなければならない。

横浜市は産業の開発、首都圏内における立地条件その他によって、最近急激な発展を示し、市内における製造品出荷額も第7表のごとく大幅な伸びを示している。しかし、反面、人口の増加、交通量の激増、生活水準の向上によって、生活環境の悪化、都市的各施設の著しいたちおくれなどによって、ぼう大な公共投資の必要に迫られている。

このような事情のもとにおいて、本市の市税収入がどのようになっているかをみると、第6表及び第7表が示すごとく、全才入中に占める割合は、昭和30年52.9%、34年52.8%、35年50.1%、36年50.3%、37年47.2%、38年41.8%と年々低下の傾向をたどっている。さらに、昭和30年を基準としてその指数をみると、昭和38年度は、326.2であって製造品出荷額指数536.2に比していちじるしく下回っていることが判る。反面県税は、指数612.4であって、製造品出荷額指数を著しく上回っている。

このことは、市内の納税者は市勢の発展にもなって担税力の上昇を充分反映して納税しているにもかかわらず、当該自治体の財政需要には、必ずしも反映していないことを物語っているものである。すなわち、市の財政需要は都市改造、生活環境の整備にぼう大な公共投資をかかえているのに、安定税である固定資産課税と弾力性のある所得課税とが半々であるに反し、県は、市内の警察費、義務教育職員費等の消費的経費の財源として、弾力性に富む法人所得が大半を占める事業税を主体としているのである。

したがって、公共投資のたちおくれをとりもどし、生活環境を整備し、市民生活を豊かにするためには、大都市の税体系についても、県税体系と同様企業課税を中心として都市的税目を拡充強化して、市勢の発展に即応する公共投資の財源確保と、市民の納税した県の財源が市内に還元されるよう県市の間における公共投資計画の協調が促進されなければならないであろう。

第6表 歳入内訳

<単位 百万円>

分 区	30年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
市 税	(52.9) 4,898	(52.8)(161.0) 7,885 1.61	(50.1)(186.5) 9,133 1.16	(50.3)(236.1) 11,565 1.27	(47.2)(282.2) 13,818 1.19	(41.8)(326.2) 15,975 1.16	(42.0)(345.5) 16,919 1.06
軽油引取税金	(—)	(0.9) 132	(1.1) 194	(1.5) 340	(1.4) 423	(1.4) 548	(1.7) 700
地方譲与税	(1.0) 95	(1.5) 223	(1.2) 221	(1.2) 279	(0.9) 274	(0.8) 309	(1.2) 485
国庫支出金	(17.9) 1,656	(14.1) 2,111	(11.3) 2,056	(11.2) 2,568	(11.0) 3,217	(13.3) 4,085	(11.1) 4,486
県支出金	(1.9) 178	(1.3) 196	(1.5) 281	(2.0) 473	(2.4) 690	(2.0) 783	(2.0) 820
地方債	(9.1) 842	(6.3) 936	(8.5) 1,559	(6.4) 1,472	(8.6) 2,517	(6.1) 2,315	(10.0) 4,046
その他	(17.2) 1,595	(19.6) 2,929	(22.8) 4,155	(21.7) 4,985	(23.1) 6,760	(29.1) 11,113	(31.2) 12,543
前年度繰越金	(—) 1	(3.5) 513	(3.5) 358.72	(5.7) 636	(5.4) 1,308	(5.5) 2,074	(0.8) 318
計	(100.0) 9,264	(100.0)(161.1) 14,925 1.61	(100.0)(196.9) 18,241 1.22	(100.0)(248.1) 22,988 1.26	(100.0)(316.1) 29,281 1.27	(100.0)(412.3) 38,201 1.30	(100.0)(435.2) 40,316 1.06

<注> 上段()書は構成比を示す。

38年度までは決算額
39年度は当初予算額

第7表 市内における製造品出荷額と国・県・市税等の推移

<単位 百万円>

年 度	製造品出荷額	対30年度 割	対前年度 合割	市民分配所得	前年比	国 税	県 税	市 税	対30年度 割	対前年度 合割
30	186,881	—	—	—	—	11,104	3,287	4,896	—	—
34	404,664	216.5	117.7	197,600	—	15,977	6,858	7,884	143.9	132.3
35	552,498	295.6	136.5	246,700	124.8	22,884	10,032	9,132	206.1	143.2
36	702,861	376.1	127.2	317,400	128.7	30,878	14,132	11,564	278.1	134.9
37	874,229	467.8	124.4	387,600	122.1	35,888	17,071	13,817	323.2	116.2
38	1,002,022	536.2	114.6	—	—	20,132	15,974	—	612.4	117.9
39 (当初予算)	—	—	—	—	—	20,440	16,919	—	621.8	101.5

<注>

- この調は、本市内の製造出荷額、市民分配所得及び市内における国税、県税並びに市税の推移表である。
- 市内における国税とは、市内5税務署における直接税決算額を、県税とは市内5県税事務所における県税決算額とただし、県たばこ消費税については、市内において発売されたたばこに係る分を記載した。
- 39年度の県税については、38年度県税総額に対する39年度県税予算額の比率を38年度県税<市域分>に乗じて算出した。

< 2 > 国庫負担金

国庫負担金は、国と市の利害に関係ある事業で、国が認証した市の事業に対して定められた一定率により交付されるものである。国庫負担金といっても、その財源は、市民の納付した国税である。問題は、その納付した国税が法律の定めるところにしたがって適正に住民のための事業に還元されているか否かであろう。次表をみていただきたい。

公営住宅建設費のなかで2種簡耐平家の建設費は、1戸63万3千円を必要とするが、そのうち政府が認証するのは、44万4千円でその3分の2を政府が負担するのである。したがって正当には、政府が42万2千円、市が21万1千円負担すべきものを政府は、29万6千円、市が33万7千円負担し、市が14万6千円の超過負担をしているのである。

第8表の1 超過負担の実例

	一戸当り 事業費 千円	政府の負担	市の負担	国の負担率 %
法律の 定め	633	$633 \times \frac{2}{3} = 422$	$633 - 422 = 211$	66.6
実 際	633	$444 \times \frac{2}{3} = 296$	$633 - 296 = 337$	46.7

第8表の2 普通建設事業補助単価調

① 公営住宅建設費

区 分	単 位	補 助 対象額 千円	補 助 対象外 千円	計 千円	補助率
一種 中層耐火	1 戸	842	267	1,109	$\frac{1}{2}$
二種 簡耐平家	〃	444	189	633	$\frac{2}{3}$
〃 簡耐二階	〃	606	226	832	〃
〃 中層耐火	〃	753	261	1,014	〃

② 汚物処理場建設費

	単 位	補 助 対象額 円	補 助 対象外 円	計 円	補助率
し尿浄化場	1 坑	1,009	991	2,000	$\frac{1}{4}$

③ 保育所建設費

	単 位	補 助 対象額 千円	補 助 対象外 千円	計 千円	補助率
保 育 所	1ヶ所	700	19,020	19,720	$\frac{1}{3}$

④ 学校建設費

	単 位	補 助 対象額 千円	補 助 対象外 千円	計 千円	補助率
小 学 校 {鉄筋	1 坪	60	29	89	$\frac{1}{3}$
{木造	〃	38	23	61	〃
中 学 校 {鉄筋	〃	68	43	111	〃
高等学校 {鉄筋	〃	68	31	99	〃
{鉄骨	〃	56	59	115	〃

同様に、汚物処理場についても、国が4分の1を負担するたてまえであるにかかわらず、8分の1しか負担していないのである。

このように、事業に要する経費の一部分しか認証しないとか、工事単価を不当に低く見積るとかして、必要経費につき国はその負担をまぬがれ、市に不当な超過負担を強いている結果になっている。このため、市民の納付した国税が、国庫負担金、補助金という形においては、正当に市民のための事業に還元されず、他に流れ、その穴埋として、自主財源である市税の使途について圧縮をうけ、市の自主性、自治行政を阻害しているのである。

<3> 市債

市債は、市の本来的収入ではない。将来の収入<主として税>から元金や利子を支払わなければならない一時的収入である。しかし、一時に大量の資金を必要とする場合、長期にわたる市民の便益となるような事業で、その負担を将来の市民にも分担してもらうためには適切な収入といえる。とくに今日のように貨幣価値が下落している時代においては、きわめて適切な財源といえる。

市債は前にのべたように、将来元利の償還がともなうものであるから無計画に起してはならないが、起債を財源とする事業が自らこれを償還できるとか、将来市税で充分償還できる場合においては、その限度において市債を発行することは、事業を促進することもでき、また、世代間の負担の公平も期することができる点できわめて適切である。

前者の事業としては、埋立事業、有料道路等があり、後者としては、清掃施設、学校建設、下水施設等の公共事業のための起債がある。

本市の起債状況は、公債費が第3表のように全才出中に占める構成比が年々低下し、また、第6表のように起債収入の構成比<正確には市税比>も年々低下している状況下においては、起債余力も充分あり、適債事業も山積しているの、金融事情の許す限り、市債を起して事業の促進を図る必要がある。

<4> 使用料、手数料

使用料も手数料も、公の施設、または役務の提出に対するものであり、その徴収限度は経費を上回ることを許されない。したがって、使用料も手数料も増収を図って、不足する他の経費に充当することをえないものである。また、利用者にとっては税外負担であるから、低額にこしたことはないが、そのために市税をもって担保されるサービス行政が低下するようなことは、納税者に対しさげなければならないであろう。たとえば、港湾使用料について検討してみよう。

港湾は、一横浜市のものでなく、国家的施設である。その盛衰は、一横浜市の盛衰のみでなく、国の経済に重大な影響を及ぼすものである。したがって、これが建設、経営に要する経費は国費および利用者がその大半を負担すべきものであって、横浜市民が納付した税をもって無制限に負担すべきものではないであろう。市民の納付した貴重な市税は、一定限度にとどめるべきで、そのために港湾施設の新設改良、港湾サービスの提供に欠けるおそれがある場合は、国費または、使用料の増収をもって充当すべきではないだろうか。

港湾使用料のみならず、市場その他の使用料についても、今後検討を要するものが多々あると考えられる。

<5> その他収入

その他収入は、第6表のごとく、昭和30年比昭和38年度指数は、市税の指数 326.2を

上回る 369.7 を示し、大巾に伸びている。

諸収入を構成するものは、主として使用料、手数料、その他の雑収入であるが、中でも雑収入中に占める埋立事業からの繰入金、本牧ふ頭関連産業用地造成費収入は、きわめて大きな意義をもっている。

この収入は、昭和37年13億6千5百万円、昭和38年18億9千5百万円、昭和39年12億1千4百万円であって、本市の最近における投資的経費の支払としてきわめて大きな役割を果たしてきたのである。

工業化政策の是非は別として、過去における市政が、現行制度下における財源不足をカバーするため、自主財源強化の一手段として工業化のための埋立事業により、自主財源の拡充に努力したことは認めなければならないであろう。

しかし、この収入も底をつく明年度以降、これに代るべきいかなる収入をえられるかはきわめて大きな問題である。もしその収入がえられない場合は、それだけ投資的経費を圧縮しなければならぬであろうが、その場合、前の第4表の主要事業の5ヶ年計画の運命にきわめて重大な影響を与えることは既述のとおりである。したがって、今後の市政にとって企業の経営は重要な意味をもつものであろう。

④ 財政改革の方向

市民生活を豊かにする市政を実現するためには、市民の財政負担力を市財政の上に充分反映する制度が確立されなければならない。

<1> 市税制度の改革

最近における大都市財政需要の急増が、経済成長による企業活動の活発化、人口の都市集中にともなう各種都市的施設の新設改良、さらに、マヒ寸前の都市的機能回復のための都市改造事業等に起因している事実に鑑み、これが恒久的財源措置としては、国県市等の行政活動の実態を分析検討し、それにふさわしい税制制度を確立する必要がある。その概略の方向をのべるならば、次のごときものであろう。

<ア> 都市的税目の拡充

- ① 現行の企業課税を再配分し、法人市町村民税の税率を引上げること。
- ② その他都市的税目の拡充措置を講ずること。

<イ> 道路目的財源の充実

自動車交通の激増、人口の集中が道路交通の混雑激化を招き、これがため大都市の道路関係費の激増とその財源難を招いている現状であるから、

- ① 自動車税を道路目的税的観点から税率を引上げ、大都市税とすることともに、自動車取得税を創設すること。
- ② 自動車を使用するプロパンガスについて府県税を設け、大都市分は当該市に譲与すること。

③ 揮発油課税の再配分を図り，地方道路税の税率を上げ，軽油引取税とともに，道路の実状に応じた配分をすること。

<2> 起債財源の確保

大都市の機能を維持し，さらに，住民の生活環境を整備するための，公共投資に要する大都市の巨額の財政需要を充足するためには，都市的税制の確立をもって足るものではない。一時に巨額な財政資金を調達し，さらに世代間の負担の公共を図るためには，起債財源の確保にまたなければならない。大都市は戦後，起債の発行が制限されていたので戦前に比して起債が比較的少いため，発行限度にも余力があり，償還能力も充分余力があるので，次のように起債財源の確保を図る必要がある。

<ア> 公営企業及び準公営企業債については，公営企業法適用範囲の拡大の趣旨に沿って，許可制を廃止すること。

<イ> 一般会計債については，

- ① 道路，都市計画事業債を認めること。
- ② 補助事業債の地方負担分に対する充当率を大中に上げること。
- ③ その他一般単独債は，その範囲を広げ，かつ，額を上げること。

<3> 使用料

使用料については，その公益性，応益性等を検討し，税等一般財源の充当を極力避けて負担の均衡を図りつつ，サービス行政の向上が期せられるよう使用料の改正を行なうべきであろう。

<4> 事業収入の開拓

資金措置さえできればその償還は，事業収入によって支弁できるような事業は，この際積極的に実施し，公共投資のおくれをカバーするとともに，一般財源の負担の軽減を図り，公共の福祉を増進するよう新たな観点から市の事業を見直す努力が必要であろう。

<財政局長>